

## 別表

## 1 業務の対象・数量

## (1) 別図1-1

対象		数 量	備 考
芝生	地上部	8,885.0 m <sup>2</sup>	
雑草	雑草	2,300.0 m <sup>2</sup>	造成法面部
	敷地境界石垣植栽	201.0 m <sup>2</sup>	敷地南西境界石垣上部植栽 (w0.6m×335m)
	計	2,501.0 m <sup>2</sup>	
低木1	ユキヤナギ	⑨ 21.0 m <sup>2</sup>	
	ヒラドツツジ ほか	⑭ 925.0 "	(造成法面部既存植栽124m <sup>2</sup> を含む)
	コデマリ	⑦ 69.0 "	
	レンギョウ	⑱ 20.0 "	
	ヒイラギナンテン	⑪ 7.0 "	
	サツキツツジ	⑧ 58.0 "	
	キシマツツジ	⑤ 155.0 "	
	カンツバキ	④ 49.0 "	
	アメリカイワナンテン	② 249.0 "	
	ヒペリカムヒデコート	⑬ 75.0 "	
	ヒペリカムカリシナム ほか	⑫ 131.0 "	(造成法面部既存植栽16m <sup>2</sup> を含む)
	ジンチョウゲ	8.0 "	壁面を越えた枝の剪定
	計	1,767.0 m <sup>2</sup>	
低木2	アベリア	① 53.0 m <sup>2</sup>	
	コグマザサ	⑥ 56.0 "	
	計	109.0 m <sup>2</sup>	
地被類	ピンカマジョール	⑯ 143.0 m <sup>2</sup>	
	ラミューム	⑰ 69.0 "	
	ハツユキカズラ	⑩ 10.0 "	
	ピンカミノール	⑮ 215.0 "	
	計	437.0 m <sup>2</sup>	
抜根除草	低木1～地被類	2,313.0 m <sup>2</sup>	

## (2) 別図2

対象		数 量	備 考
芝生	屋上部その他	372.0 m <sup>2</sup>	2F
	"	389.0 "	3F
	計	761.0 "	
低木1	サツキツツジ	8.0 m <sup>2</sup>	
	ヒュウガミズキ	91.0 "	
	ヒサカキ	115.0 "	
	ジンチョウゲ	10.0 "	
	計	224.0 "	
低木2	フィリヤブラン	3.0 m <sup>2</sup>	
	ハツユキカズラ	28.0 "	
	ツワブキ	6.0 "	
	計	37.0 m <sup>2</sup>	
高木	ヤマボウシ	4.0 本	柵を越えた枝の剪定
	ソヨゴ	7.0 "	同上
	ブルーヘブン	22.0 "	同上
	エレガンティシマ	21.0 "	同上
	計	54.0 本	
地被類	タマリユウ	12.0 "	

※ 業務の対象・数量は、変動する場合がありますので、変動した場合には適切に対応すること。

## 2 業務の実施時期・回数

支払区分		1回目						2回目						3回目			4回目				数量 (A)	回数 (B)	年間管理数量 (A×B)	備考		
区分		4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月	1月	2月					3月	
		上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬									中旬
機械除草	芝生区域(コウライシバ)				—				—								—						9,646 m <sup>2</sup>	4	38,584 m <sup>2</sup>	(注意) 芝生区域内雑草あり
機械除草	雑草				—				—								—						2,300 m <sup>2</sup>	4	9,200 m <sup>2</sup>	造成法面部
樹木剪定	低木1							—	—	—	—	—	—										1,991 m <sup>2</sup>	1	1,991 m <sup>2</sup>	
樹木剪定	低木2							—	—	—	—	—	—				—	—					146 m <sup>2</sup>	2	292 m <sup>2</sup>	
樹木剪定	地被類							—	—	—	—	—	—										449 m <sup>2</sup>	1	449 m <sup>2</sup>	
樹木剪定	高木							—	—	—	—	—	—										54 本	1	54 本	柵を越えた枝の剪定
抜根除草	植込地				—				—														2,305 m <sup>2</sup>	3	6,915 m <sup>2</sup>	
枯損木等の点検及び撤去処分	施設内全体								—								—	—					10 本	1	10 本	枯枝を含む。中・高木
病害虫点検補殺	施設内全体				—															—			1 式			点検は年2回以上 補殺は年1回以上

※ この表に示す実施時期は、おおよその目安であり、状況に応じ、当事者が協議して変更することを妨げない。

※ 受託者は、事前に委託者に協議した上で、具体的な実施日時を決定するものとする。